

記 者 発 表 資 料 令和4年3月28日 経済商工観光部 観光プロモーション推進室 担当者:小野寺・布田 電話:022-211-2895 kanprol@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ宿泊割キャンペーン 『泊まって応援!宿泊割引&クーポン付きプラン』 「利用(販売)期間延長」,「利用対象者拡大」となります!

10月15日から開始となった宿泊割について、利用(販売)期間を令和4年4月28日宿泊分まで延長するほか、利用対象者の範囲を以下のとおり拡大します。

1 利用(販売)期間

変更前:令和4年 3月31日(木)宿泊分まで

(令和4年 4月 1日 (金) チェックアウト分まで)

変更後: 令和4年 4月28日 (木) 宿泊分まで

(令和4年 4月29日 (金・祝) チェックアウト分まで)

2 利用対象者

変更前:宮城県、岩手県に在住している方

変更後:宮城県、岩手県、山形県に在住している方

※山形県在住者については、4月1日(金)宿泊分から利用(販売)再開

※北海道、青森県、秋田県、福島県在住者については、現在協議中のた

め、対象者を拡大する際は、随時お知らせいたします。

3 利用条件等

<宮城県以外の在住者>

・新型コロナウイルスワクチン感染症のワクチンを**3回**接種している,もしくは, PCR検査等の検査結果が陰性であることが利用条件となります。(岩手県在住者については,4月1日(金)予約分から適用)

<宮城県在住者>

- ・宮城県内で宿泊する場合、<u>従来どおり</u>、新型コロナウイルス感染症のワクチンを 2回接種(2回目接種日から14日以上経過)している、もしくは、PCR検査等 の検査結果が陰性であることが利用条件となります。
- ・詳細は、本キャンペーンに参加している旅行会社もしくは宿泊施設に直接ご確認 ください。
- ・実施内容や予約方法については、変更ありません。

